

The SG Holdings Group's Human Rights Policy

SGホールディングスグループ ヒューマンライツポリシー



前文

SGホールディングスグループは「世界人権宣言」の趣旨に賛同し、人権を尊重し擁護します。本人権に対する考え方は、「SGホールディングスグループ行動憲章」、「SGホールディングスグループ倫理・行動規範」に基づいた人権尊重の考え方を具体的な内容で示しています。

すべての人の人権尊重

性別、人種、宗教、国籍、民族、政治的指向、性的指向(LGBT等)、結婚、妊娠や出産、病歴、障がい、感染の有無などのいかなる事由に関わらず、差別は行いません。

法令遵守

各国・地域の法令を遵守します。
法令が厳格でない国・地域では国際ルールを採用します。

人権侵害発生の予防

人権侵害の発生を予防するために、「人権デュー・ディリジェンス」(*)の仕組みをつくり継続して実施していきます。

児童労働、強制労働の禁止

各国・地域の法令で定める就業年齢に達しない児童労働を禁止します。
同様に、強制労働も行いません。
また、取引先にも児童労働、強制労働の禁止を求めます。

人権侵害への加担回避

人権侵害に加担しません。
また、受益的加担や加担の黙認を行わないように努力します。

問題発生時の対応

人権侵害が発生した場合の対応策を定め、被害者および通報者の保護を行い、公平公正をもって迅速に解決します。

安全と健康

安全を最優先にして職場環境を整え、従業員の健康増進に取り組みます。

透明性と啓発

SGホールディングスグループが取り組む活動は透明性をもって報告します。
従業員に対して「SGホールディングスグループ ヒューマンライツポリシー」の啓発を継続的に行い、取引先に対しても人権の尊重と対応を求めます。

※人権に関する負の影響を認識し、それを防止・対処するために実施するプロセス